

今後の環境モニタリング調査について

今後の環境モニタリング調査について

令和7年度以降の環境モニタリング調査について、つぎのとおり変更する。

- 生活ごみ（不燃物）の埋立作業による放射性物質の飛散の恐れは少ないこと、これまでの調査において放射性物質の飛散は認められていないことから、
 - ① 表土、腐植成分、植物（ヨモギ、ススキ、松葉）、雨水の放射能濃度の調査は終了する。
 - ② 河川底質の放射能濃度の調査回数は、年4回から年1回に減少する。
- ※ 埋立処分施設内（連続測定、月1回）、モニタリングフィールド（月1回）、搬入道路沿道（年4回）の大気中の放射能濃度の調査は継続実施する。
- 地下水、浸出水原水、処理水、放流水、井戸水、河川水の放射能濃度測定は、採取した状態の試料（未処理試料）の測定は引き続き実施するが、ろ過後の試料の測定は、未処理試料で放射能濃度が検出された場合に実施する。（令和6年度までは未処理、ろ過後試料ともに実施）
- 地下水、浸出水原水、処理水のふっ素及びほう素の調査は、平成30年度に河川水で環境基準値を超過したため、放流水及び河川水の調査に合わせて年4回の調査を実施してきた。放流水及び河川水は引き続き年4回の調査を実施するが、地下水、浸出水原水、処理水は調査回数を年2回とする。
- 埋立処分施設の安定化の指標となる項目の調査回数を増加する。
 - ① 浸出水原水の排水基準等項目の調査回数を年1回から年2回とする。
 - ② 埋立ガス、埋立地内部温度測定の調査回数を年2回から年4回とする。
- 環境モニタリングの調査結果に疑義が生じた場合等には、上記に関わらず、必要な調査を実施する。

今後の環境モニタリング調査について

区分	調査項目		令和7年度以降の調査内容 (赤字は令和6年度からの変更)		備考	
			調査頻度	調査地点		
埋立処分 施設内	空間線量率	・敷地境界、埋立地周囲の計測	週1回	10地点		
		・連続測定（モニタリングポスト）	連続測定	2地点		
	放射能濃度	・大気中の放射能濃度	月1回	3地点		
		・浸出水原水、処理水の放射能濃度	週1回	各1地点		
		・放流水、地下水の放射能濃度	月1回	各1地点		
		・連続測定	・ダストモニタ	連続測定	2地点	
			・地下水モニタ		1地点	
	水質測定	・浸出水原水、処理水、放流水の生活環境項目 ・地下水の電気伝導率、塩化物イオン濃度	月1回	各1地点		
		・浸出水原水、処理水、地下水の健康項目	年2回	各1地点	浸出水原水は平成29年度～令和6年度まで年1回（ふっ素、ほう素は、令和元年度から年4回）	
		・放流水の健康項目	年4回	1地点		
	埋立ガス		年4回	5地点	平成29年度～令和5年度まで年1回、2地点 令和6年度は年2回、5地点	
	埋立地内部温度（令和6年度から測定開始）		年4回	5地点 +比較対照3地点	令和6年度は年2回	
	騒音、振動		年1回	1地点		
悪臭		年1回	2地点			
生活ごみの 搬入道路沿道 (令和6年度から測定開始)	大気中の放射能濃度 騒音、振動、交通量		年4回	3地点	特定廃棄物の搬入道路沿道では、平成29年度～令和5年度まで月1回、4地点で測定	
モニタリング フィールド	大気中の放射能濃度		月1回	1地点		
周辺環境	河川水の水質測定及び放射能濃度		年4回	8地点		
	河川底質の放射能濃度		年1回	8地点	平成29年度～令和6年度まで年4回	
	周辺井戸水の放射能濃度		年1回	2地点	平成29年度より5地点で開始したが、井戸の撤去により、令和2年度以降2地点	

※ 表土、腐植成分、植物（ヨモギ、ススキ、松葉）、雨水の放射能濃度測定は、令和6年度で終了。

※ 浸出水原水、地下水、河川水など水試料のろ過後の放射能濃度測定は、未処理試料で放射能濃度が検出された場合に実施。（令和6年度までは未処理、ろ過後ともに実施）